

令和5年度第5回宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議  
(地域医療構想調整会議)  
【簡易版】

- 日時 令和6年(2024年)3月13日 18時30分～19時30分
- 場所 稚内保健所2階会議室
- 議事 1 令和5年度第4回宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議の結果について  
2 公立病院経営強化プランについて  
3 稚内保健所健康危機対処計画(感染症編)(素案)について

○議事等  
(協議)

議題1 令和5年度第4回宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議の結果について

(1)事務局から資料1に基づき説明

令和6年(2024年)2月16日から書面にて開催した「令和5年度第4回宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議」の結果について、「猿払村国民健康保険病院」、「浜頓別町国民健康保険病院」及び「枝幸町国民健康保険病院」の3公立病院から提出された公立病院経営強化プランの「地域医療構想等との整合性の確認」や「内容に係る御助言」について協議を実施した。

協議の結果、3公立病院に共通するご意見として、「稚内消費者協会」から下記のとおり御意見の提出があった。

『3病院に共通する事項として「地域包括ケアシステムを踏まえた役割」に関する項において医療機関として「訪問看護」など在宅医療の充実や強化を掲げているが、現状を数量的に示す項において訪問介護等の在宅医療に関する現状等が示されていない。今後、地域包括支援システムにおいて訪問看護等の在宅医療は医療機関ならではの役割と取り組みとして位置づけられることを勘案すると、現状を述べる項において明確に示すべきと考える。

特にインターネット等の情報機器の利活用に慣れていない高齢者にとって看護師が自宅まで直接訪れてくれる訪問看護は住み慣れた地域で在宅生活を送る上で、安心材料になると考えられ、また、今後の公立病院にとって在宅医療への取り組み強化・充実は病院運営のみならず介護保険サービス事業所や介護保険施設等の人材不足による廃止や縮小、医師や看護師等の確保困難、医師の働き方改革などを総合的に補完するものであると考えられるので経営強化プランにおいて「付属的」な扱いではなく、重要な事項又は課題であるものと扱っていただきたい。

(2)質疑応答・意見等 (有)・無

ア 令和5年度第4回宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議について(意見者 稚内消費者協会)  
(意見) 地域包括ケアシステムについては、「医療」、「介護保険等に係る事業所」及び「住民」の3者の力関係により成立しており、医療機関や介護施設等の人員不足による縮小や廃止の動向が非常に加速しているなか、そのパワーバランスをどうやって維持して

かが課題である。

医療機関当の縮小や廃止というなかで、住民だけが取り残されないケアシステムの構築を宗谷圏域として総合的に考えていく必要があり、自分にとっても課題である。

については、個別の医療機関や自治体だけではなく、圏域の自治体、医療機関、介護・障がい者福祉サービス事業所がそれぞれの計画に沿って、一丸となり連携システムの構築に取り組んでいく必要がある。

### (3)議長からの提言

当会議からの「猿払村国民健康保険病院」「浜頓別町国民健康保険病院」「枝幸町国民健康保険病院」経営強化プランへの助言について、今後、公立病院経営強化プランの策定や改訂時に御配慮願いたい。

## 議題2 次期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」について

### (1)中頓別町国民健康保険病院 西村事務長から資料2-1に基づき説明

中頓別町国民健康保険病院経営強化プランについては、「公立病院経営強化ガイドライン」の要請に基づき、計画期間である令和5年度から令和9年度までの当院の役割機能の最適化と連携強化について示しており、基本的には、持続可能な地域医療提供体制を実現するために必要な取組というスタンスで当院が果たすべき役割と機能、病床機能や病床の見直し、地域包括ケアシステムや他医療機関との役割分担、連携強化をプランに組んでいる。

医師、看護師の確保と医師の働き方改革については、引き続き適切な労務管理を推進していく。また、新興感染症の拡大時等に備えた取り組みについては、過去発生した新型コロナウイルス感染症クラスターの経験を生かし、小規模医療機関なりの柔軟な感染症対策に努めていく。

本プランは、毎期の点検、評価を行い、PDCA サイクルを回していくことを基本とし、北海道の地域医療構想の報告性や経営指標の状況、財務状況の変化等などが生じた際に、必要に応じてプランを見直すこととしている。

### (2)利尻島国保中央病院 高溝事務長から資料2-2に基づき説明

利尻島国保中央病院経営強化プランについては、2年間にわたり、理事者、行政及び議員とともに意見交換の場を設け、利尻島で当院が担うべき医療とは何か確認し、そのなかで、「利尻島に必要な医療機能」、「経済性の視点」及び「総合的な視点」という三つの大きな視点から深掘りしている。

当院は、利尻島内で唯一の入院施設を有する救急指定病院として、救急医療を担っているが、一般病棟で看護配置数 13 対1であるため、在日数に制限があり、やむを得ず島外の医療機関への転院している現状であるが、島民は「最後は島」という思いが強く、現在の病院の機能と乖離している現状であり、当院が長期入院を受け入れる環境を備えた場合、島内の介護施設や訪問看護と連携しながら、地域包括ケアシステムを構築していく必要があると考えている。

将来当院が担う役割としては、島内には、病院機能を変えながら、急性期から慢性期、終末期までを備え、島内の介護施設等との連携や在宅医療を含めた包括的な医療を提供して、経営面の施

策として、当院の機能を島民や企業に周知し、検診を含めた受診者を増やすよう努め、島外に対しては、当院の医療機能で補えないものは、島外の医療機関へ紹介しつつ、希望に合わせて島外医療機関と連携することが重要であると考えます。

離島の事業から、急性期医療は必要であるが、同時に長期入院が可能な病床の確保についても検討し、病床機能や病床数の再編を考えており、再編の時期については、施設の老朽化による病院建替時のタイミング等を図り検討していきたい。

### (3) 質疑応答・意見等 (有・無)

#### (報告)

#### 議題3 稚内保健所健康危機対処計画(感染症編)(素案)について

##### (1) 事務局から資料3-1、3-2及び3-3に基づき説明

###### ア 健康危機対象計画の概要について

「健康危機対処計画(感染症編)」については、新興感染症における有事の備えとして、保健所や地域衛生研究所で令和5年度中に策定されることとされており、平時から計画的に準備を進めるための具体的な方策を示すものとなっている。また、市町村は、本計画を踏まえ健康危機管理の対応についての、手引書を作成する必要があるとされており、現時点では、国からの内容の提示はないが、随時情報を共有していきたい。

当室作成の健康危機対処計画(素案)は、改正感染症法に基づいて改正している都道府県予防計画や改正特措法に基づき、令和6年度改正予定の都道府県行動計画に関連する形で策定しており、各法定計画との整合性を図り作成することとされていることから、道保健福祉部感染症対策局が提示したひな形案を基本とし、計画案として作成作業を進めている他、保健所毎に地域特性に違いがあり、それらを考慮する必要があるため、計画本編の他に資料編の作成により保管し、実効性のある計画に改編したいと考えている。なお、資料編については、次年度以降も作成作業を進めていきたいと考えている。

###### イ 健康危機対象計画に係る概要について

健康危機対処計画は、厚生労働省で策定した「保健所における健康危機対象計画(感染症編)策定ガイドライン」を基に、道感染症対策局が作成したひな形案をベースに地域事情等を書き加えたものとなっている。

当保健所管内の地域事情については、宗谷管内の特色及び課題について記載しており、具体的には、当圏域の大きな課題である離島における輸送手段の課題と広域搬送に係る距離の問題を記載している。

また、新興感染症に備えた人員の確保や研修実施、体制整備についても記載しており、感染症法に基づく医療措置協定を道と終結した医療機関と協力する旨記述されているが、改正感染症法において、都道府県は次の感染症危機に備え、医療期間と病床、発熱外来、自宅療養者への医療確保等に関する協定を終結することが求められていることに基づき、記載している。

なお、医療措置協定については、3月下旬頃から4月初旬にかけて感染症対策局から協定の依頼及び意向確認が実施され、その後、9月末までに協定集計の事務手続きを行う予定である。

その他感染状況に応じた取り組み、体制については、感染状況を四段階に分け、組織体制や業務体制の対応に努めるよう定めており、素案本編で言及出来ていない具体的な体制や対応方法については、資料編に体制や対処フロー等各種マニュアルを添付する予定としている。

(2) 質疑応答・意見等 (有・無)